

2021/11/19

会員各位

(一社)中部 ガラス外装クリーニング協会  
報告者: 原田 和則
 会員     非会員     不明

## 災害速報

発生日時	2021年 11月 18日 <input checked="" type="radio"/> 午前 <input type="radio"/> 午後 8時 7分頃
発生場所	愛知 都府県 田原 市区村 <input checked="" type="radio"/>
被災程度	死亡 名 <input checked="" type="radio"/> 重傷 1名 その他
被災者	年齢 44歳 <input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性 経験年数 6カ月
作業内容	<input checked="" type="radio"/> ガラスクリーニング その他( )
作業方法	ブランコ ゴンドラ 乗り出し 伸縮はしご
	移動式組立足場 <input checked="" type="radio"/> その他(底上でのポール作業)

災害発生状況 他( 現在確認できている情報 )

### 施工会社からの情報

3階底上で作業中2階通路へ墜落。(外傷性クモ膜下出血、椎体破裂骨折)  
2名で底上に上がり被災者は伸縮ポールを使用しシャンパーでガラスを擦り、もう1名がスクイジーを使用し横移動しながら清掃を行っていたところ、被災者が足を踏み外し3階底から4.5m下の2階通路に墜落した。

施工対象となるガラスに対して庇が途中までしかない現場で、被災者は作業に気を取られて 庇が途切れていることに気が付かなかった。

### 災害要因

囲い・手摺・覆いが無い幅4.5メートルの箇所墜落防止対策ができていなかった。  
被災者はヘルメットを被っていたが墜落制止用器具は着用していなかった。

### 関係法令:労働安全衛生規則(作業床の設置等)第519条

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)

を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる

【速報連絡体制】 ①協会(報告者) → ②連合会事務局・安全技術教育委員長 →

→ ③各協会事務局 → ④各協会会員

◎災害速報は災害の内容・原因等を会員に報じて情報共有し、再発の防止につなげることを目的としています